

令和4年度

# 監査のあらまし

令和5年3月

福島県監査委員事務局

---

## 目 次

<b>1</b>	監査委員制度 .....	1
<b>2</b>	監査等の種類と根拠法令 .....	2
<b>3</b>	主な監査等の内容と実施状況	
(1)	財務監査 .....	3
(2)	行政監査 .....	4
(3)	財政支援団体等監査 .....	4
(4)	指定金融機関等の監査 .....	5
(5)	住民監査請求による監査 .....	5
(6)	例月出納検査 .....	5
(7)	決算審査 .....	5
(8)	基金運用審査 .....	7
(9)	健全化判断比率審査 .....	7
(10)	資金不足比率審査 .....	7
(11)	内部統制評価報告書審査 .....	8
●	監査事務の流れ .....	9
●	監査等の実施期間 .....	10
<b>4</b>	監査結果等の概要	
(1)	財務監査	
①	定期監査 普通会計 .....	11
②	定期監査 企業会計 .....	18
③	随時監査 .....	23
④	技術監査 .....	23
(2)	財政支援団体等監査 .....	24
<b>5</b>	行政監査（課題監査）結果等の概要 .....	25
<b>6</b>	住民監査請求の状況 .....	27

# 1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

\* 福島県の監査委員 4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員 2名（非常勤）

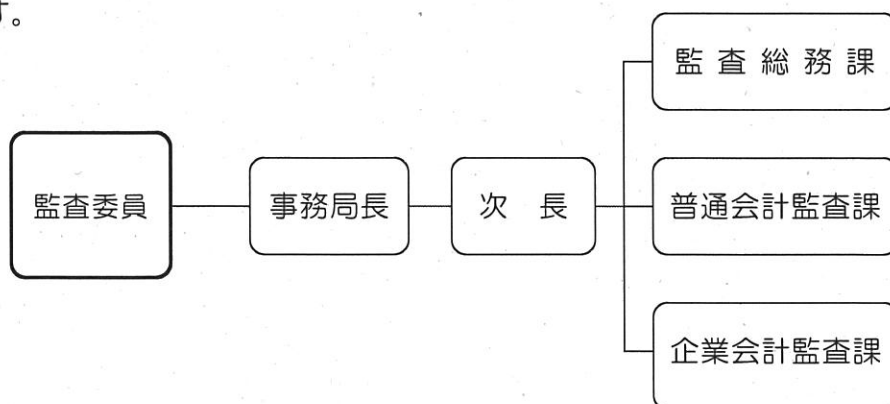
識見を有する者から選任される委員 2名（常勤、非常勤）

## ●福島県監査委員（令和4年度）

区 分	氏 名	就任年月日	任 期
議員選任委員 (非常勤)	やまだ へいしろう 山田 平四郎	令和3年10月 9日～	議員の任期
議員選任委員 (非常勤)	たか の みつじ 高野 光二	令和3年10月 9日～	議員の任期
識見委員 (代表監査委員、常勤)	さだけ ひろし 佐竹 浩	令和2年 4月 1日	4 年
識見委員 (非常勤)	たか はし ひろ かず 高橋 宏和	令和2年 7月 8日	4 年

## ●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



## 2 監査等の種類と根拠法令

区		分	法令根拠条文	
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項
			技術監査	地方自治法第199条第1項
		行政監査		地方自治法第199条第2項
		財政支援団体等監査		地方自治法第199条第7項
		指定金融機関等の監査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条
職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2の2第3項 地方公営企業法第34条		
検査	例月出納検査		地方自治法第235条の2第1項	
審査	決算審査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第4項	
	基金運用審査		地方自治法第241条第5項	
	健全化判断比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項	
	資金不足比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項	
	内部統制評価報告書審査		地方自治法第150条第6項	

### 参考

#### ※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

#### ○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

#### ○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。



### 3 主な監査等の内容と実施状況

#### (1) 財務監査

##### ① 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

普通会計では、190機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、収入の調定時期や支出の支払時期・契約事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

また、企業会計では、11機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、会計経理や固定・流動資産の管理・経理に適正を欠いているものなどがあり改善を求めました。

##### ●令和4年度定期監査の実施機関数一覧

区 分	本 庁	公 所	計
普通会計	53	137	190
企業会計	3	8	11
合 計	56	145	201

##### ② 随時監査

監査委員が定期監査以外に必要があると認めるとき、随時に行う監査です。

令和4年度は、県立病院の1機関に対し実施し、執行体制に適切を欠いているものがあり改善を求めました。

##### ③ 技術監査

県が施工する建設工事に関する業務委託及び建設工事において、定期監査時に併せて行う定期技術監査と、発注前及び施工中の工事等に係る設計図書及び工事の実施状況について監査を行う竣工前技術監査があり、令和4年度は定期技術監査を186件、竣工前技術監査を5件実施し、適正に執行されているものと認められました。

技術監査では、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか監査しています。

## (2) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認めた県の事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

令和4年度の行政監査は、「公益法人等に対する指導監督事務について」をテーマとして、県所管の154法人を対象に課題監査を実施しました。

監査の結果、公益法人所管課においては、公益目的事業不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい、とする意見などが出されました。

## (3) 財政支援団体等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政支援を行っているもの、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの出納、その他の事務の執行で当該財政支援に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政支援等に係る事務・事業が計画的、適正かつ効率的に運営・実施されているか、財政支援等による成果を上げているかを主眼として実施しています。

監査の結果、一部の団体に対し、消費税の課税・非課税の区分を誤ったもの、費用や収益の会計年度を誤ったもの、事務事業の執行体制が適切でないものなどについて指導し、事務手続の適正化などの改善を求めました。

### ●令和4年度財政支援団体等監査の実施状況

令和3会計年度対象	実施機関類別と実施数				
	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理	合計
令和4年9月～令和5年2月	2	13	16	3	34

#### **(4) 指定金融機関等の監査**

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施します。

令和4年度において、会計管理者が指定金融機関等検査を実施した結果、「全体としてはおおむね適正に執行されているものと認められた」との報告があったため、同年度の監査は実施していません。

#### **(5) 住民監査請求による監査**

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和4年度は8件の住民監査請求があり、内3件について監査を実施した結果、1件を「一部棄却・一部却下」、2件を「棄却」としました。4件については、住民監査請求の要件を備えていなかったため、監査を実施せず「却下」とし、その他1件は審査中となっています。

#### **(6) 例月出納検査**

県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、監査委員全員による検査は四半期ごとに、他の月は代表監査委員が原則として毎月検査を実施します。

監査委員は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された例月出納検査調書について、現金及び預金の月末残高が金融機関の証明と符合し正確であるか、また、計数は関係帳簿と符合し正確であるか等に着眼し、検査を実施しています。

令和4年度の毎月の検査において、現金の出納事務は適正に行われ正確であると認められました。

#### **(7) 決算審査**

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が具体的な『成果の創出』と『成果の見える化』につながるよう効果的・効率的・合理的に執行されたかどうかなどに着眼し、決算審査を実施しています。

### ① 一般会計及び特別会計

令和3年度決算審査においては、決算に係る計数が正確であることを確認し、予算の執行等も、おおむね適正に執行されたものと認められました。

また、令和3年度一般会計及び特別会計決算審査の中で、現在、本県行政を取り巻く様々な状況を十分に踏まえ、次の意見を付しました。

- ・ 意見1－(1)～(3)：福島の「復興・再生」と「地域創生」を新しい段階に移行させていく必要があること。
- ・ 意見2：財務事務の適正化に努めること。
- ・ 意見3：予算の執行の適正化に取り組んでいくこと。

### ② 公営企業会計

各公営企業会計においても、事業の経営に当たり、引き続き経済性を発揮して経営改善等に取り組む必要があることから、主に次の意見を付しました。

- ・ 流域下水道事業：安定的・持続的な事業経営が求められる中、広域化・共同化や  
(土木部) 接続率向上による収益確保など、経営の効率化に努めるとともに、人口減少等に伴う収益の減少が見込まれるため、将来の事業経営のあり方を検討すること。
- ・ 工業用水道事業：中長期計画に基づいた老朽施設の改築など、今後も多額の資金  
(企業局) 需要が見込まれるため、更なる経営の合理化・効率化の推進により、経営の健全化に努めるとともに、リスク管理を徹底し、安定的な工業用水の管理に努めること。
- ・ 地域開発事業：一般会計から繰り入れた負担金を財源として、企業債の償還を  
(企業局) 計画的に行うとともに、利子負担の軽減を図るなど、累積欠損金の着実な解消に努めること。
- ・ 県立病院事業：ふくしま県立病院事業改革プランの実現へ向けて、県立病院に  
(病院局) 求められる政策医療の役割を果たしつつ、病院経営の効率化に総合的に取り組むとともに、未利用財産の処分等による経営基盤の強化や未収金の回収に努めること。

## **(8) 基金運用審査**

知事からの審査依頼により、毎会計年度、次の5つの基金の運用状況について審査するものです。

- ①福島県市町村振興基金
- ②福島県土地取得基金
- ③福島県難視聴地域解消基金
- ④福島県企業立地資金貸付基金
- ⑤福島県美術品等取得基金

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が適正に行われたかどうかを主眼として基金運用状況審査を実施しています。

令和3年度の基金運用状況審査において、各基金は適正に運用されているものと認められました。

## **(9) 健全化判断比率審査**

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

令和3年度に係る健全化判断比率は適正に算定されているものと認められるとともに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの指標とも黒字のため該当する比率はなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれの指標とも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められませんでした。

## **(10) 資金不足比率審査**

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

令和3年度に係る資金不足比率は、適正に算定されているものと認められ、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

## (11) 内部統制評価報告書審査

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方自治法が改正され、令和2年度から内部統制制度が導入されました。

監査委員は、知事からの審査依頼により、毎年度、福島県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続きに沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。令和3年度福島県内部統制評価報告書については、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

なお、評価報告書では、次の1件について「運用上の重大な不備」が認められましたが、直ちに再発防止策を講じ、是正されたとしています。

(補助金手続きの誤りによる事業者への損害額補填)

また、評価報告書では、次の1件について「整備上の不備」を把握したものの評価基準日現在是正されていることを確認しているとしています。

(介護支援専門員の手数料等に係る条例の不備)

内部統制の推進に向けて大きく3つの意見を付しました。

意見1： 内部統制評価報告書は、同年度決算と同時

意見2： 内部統制の名称の検討

意見3： 財務事務を担当する職員のモチベーションアップにつながる取組が必要

### ●令和4年度の各審査の実施状況

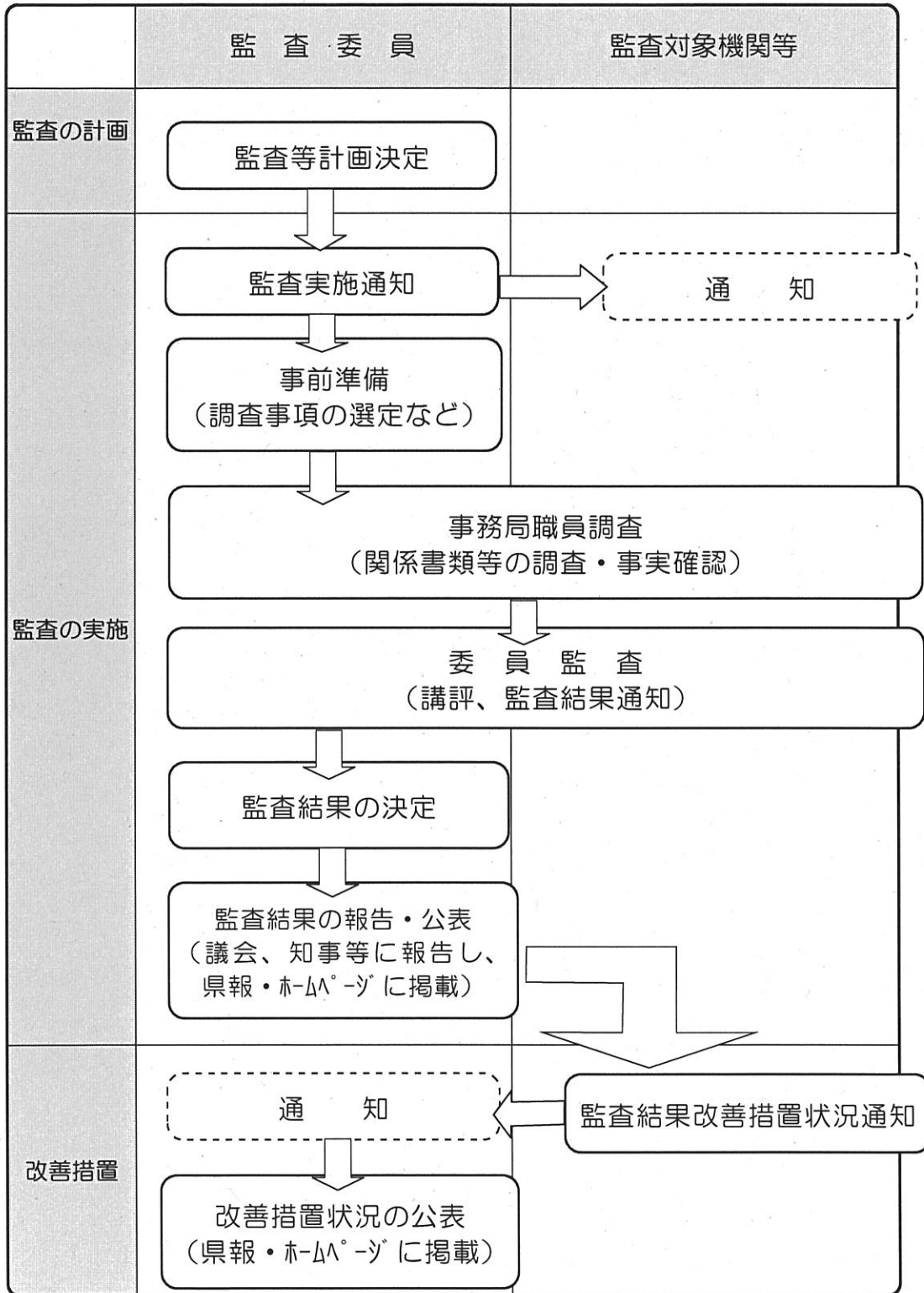
審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	令和4年7月25日	令和4年8月29日
令和3年度基金運用審査	令和4年7月25日	令和4年8月29日
令和3年度公営企業決算	令和4年7月25日	令和4年8月29日
令和3年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和4年8月3日	令和4年8月29日
令和3年度内部統制評価報告書審査	令和4年10月7日	令和4年11月7日

※決算審査の結果、健全化判断比率等に対する審査の結果及び内部統制評価報告書審査の結果は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

ホームページURL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

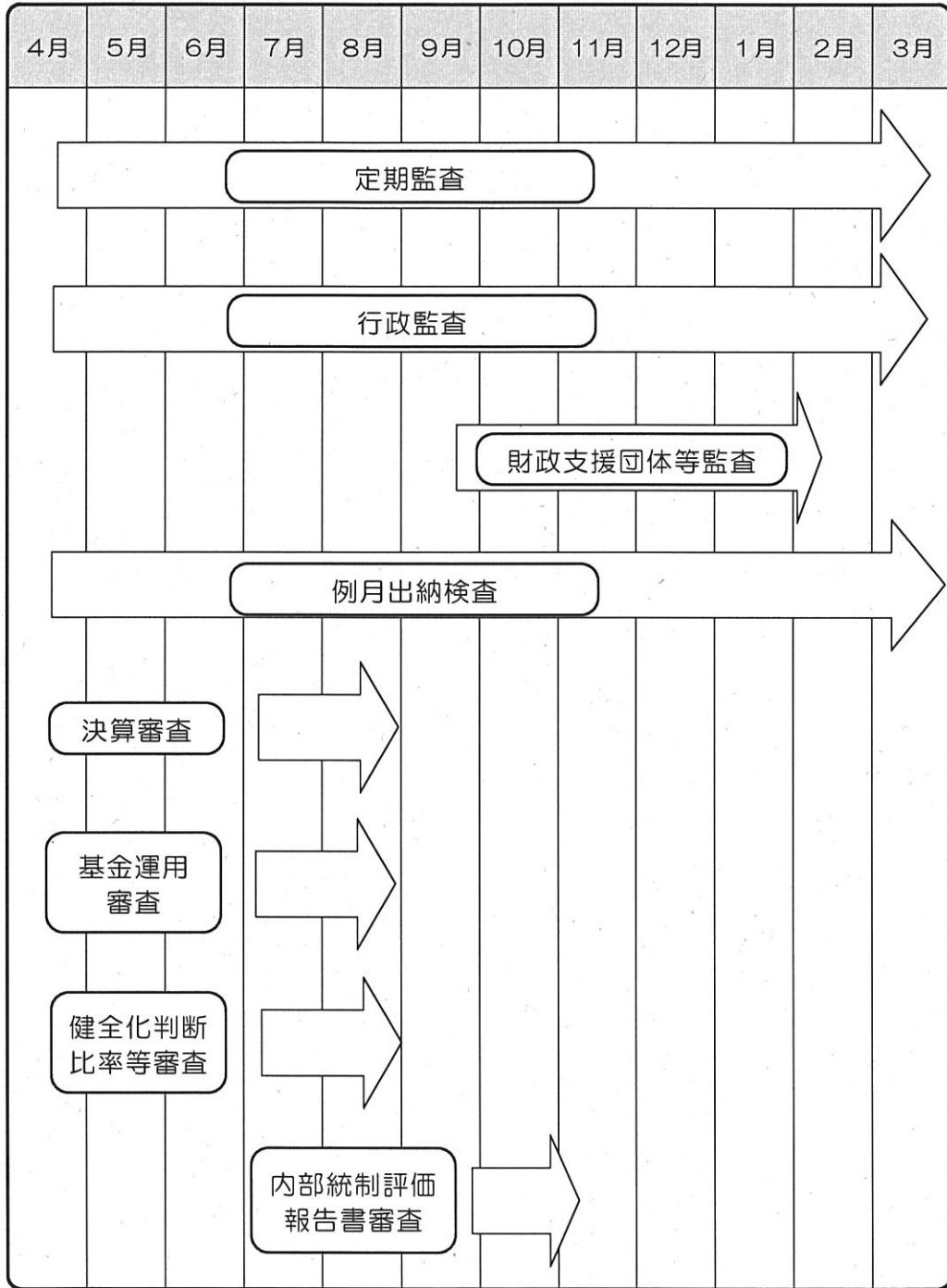


●監査事務の流れ



※監査結果及び措置状況の内容は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。  
 ホームページ URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

● 監査等の実施期間





## 4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

### (1) 財務監査

#### ① 定期監査 普通会計

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
1 歳 入	17	10	15
(1) 調定期が遅延しているもの	7	6	5
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	1	3	2
(3) 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの			
(4) その他収入事務が適切でないもの	9	1	8
2 歳 出	25	35	21
(1) 支出負担行為が遅延しているもの	1		1
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの	1	5	4
イ 支出時期が遅延しているもの	18	24	10
ウ その他支出事務が適切でないもの	5	6	6
3 契約	8	6	19
(1) 委託料などの積算が適切でないもの			1
(2) 契約の時期が遅延しているもの			
(3) 履行の確認が適切でないもの			
(4) その他契約事務が適切でないもの	8	6	18
4 工事	1	2	
(1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	1	2	
5 補助事業について	2		
(1) 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの			
(2) 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
(3) その他補助事業事務が適切でないもの	2		
6 財 産	4	2	6
(1) 財産管理事務が適切でないもの	2		
(2) 物品の管理が適切でないもの	2	2	6
7 その他	4	7	1
合 計	61	62	62

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別整理表

監査の結果、指摘等となったものを3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から分類すると次のとおりです。

区 分	事 項	指 摘 内 容 等	件数
経済性	歳 出	支払遅延	18
	歳 出	職員手当の支給漏れ	1
	歳 出	支出負担行為遅延	1
	契 約	入札事務の誤り	2
	契 約	契約手続の不適正	3
	財 産	郵便切手の過剰在庫	1
		計	26
効率性	歳 出	支払遅延	18
	歳 出	支出負担行為遅延	1
		計	19
有効性	事 務	公文書の管理不適正	3
	事 務	業務委託の不適正	1
	歳 出	支出負担行為遅延	1
		計	5
		合 計	50

注：「指摘基準別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘等もあります。

○ 重点検証事項と検証結果

定期監査（普通会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。重点事項と検証内容は以下のとおりです。

1 テーマ	補助金の執行について				
2 検証の趣旨	<p>令和4年度からスタートする新しい総合計画は、将来の姿（「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ（深化、進化、進化）する豊かな社会）の実現に向け、主要施策を推進する上で、大事にしたい視点として「連携・共創」を掲げている。</p> <p>震災・原子力災害からの復興、人口減少対策などの地方創生、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、複雑・多様化する課題にきめ細かに対応していくためには、市町村や国、県民、NPO、企業、地域づくり団体など多様な主体と連携して取り組んでいく必要があり、補助金はそのための重要なツールの一つである。</p> <p>その一方で、補助要件の解釈誤りによる補助金の誤払い・国庫補助金返還の事案も発生していることから、補助要件や成果確認を含めた補助金に関する事務事業の執行について重点的に検証を行うものとする。</p>				
2 主な検証事項	<p>① 補助金の交付決定が適正に行われているか。</p> <p>② 補助事業の成果確認が適切に行われているか。</p> <p>③ 補助事業を円滑に執行する上で、課題はないか。</p>				
3 調査対象機関	<p>令和4年度の定期監査（普通会計）対象機関計190機関のうち、補助金を執行している機関 計63機関（本庁34、公所29）の補助事業</p> <table data-bbox="531 1451 1134 1536"> <tr> <td>・ 補助事業件数</td> <td>10,547事業</td> </tr> <tr> <td>・ 検証した事業件数</td> <td>327事業</td> </tr> </table>	・ 補助事業件数	10,547事業	・ 検証した事業件数	327事業
・ 補助事業件数	10,547事業				
・ 検証した事業件数	327事業				
4 検証結果	<p>おおむね適正に管理されていた。</p> <p>具体的に、改善や今後検討を要する事項としては次のとおりである。</p> <p>① 契約事務に係る交付決定時の出納機関への事前確認漏等。</p> <p>② 補助対象経費に係る処理誤りによる補助金交付額誤り。</p> <p>③ 交付要綱等に定める書類が提出されていない。</p> <p>※ 検証事項毎の詳細な検証結果は別表のとおり。</p>				

## 5 今後の対応

- (1) 補助金の執行に当たっては、財務規則や補助要綱等に基づく事務手続きについて、担当者の知識の習得、組織内での情報共有やチェック票の活用及び組織的・複層的なチェック等を行うことにより、内示・交付決定から成果確認等までの一連の事務手続きを適正に行うことが重要である。
- (2) 今回の調査結果において、一部不適切な事務処理事案が認められたが、補助要綱等に基づく補助金の交付決定や補助事業の実績確認までおおむね適正に行われていた。  
当該結果については各部局に対し情報提供を行うとともに、出納局の研修会資料に留意事項として記載してもらう等、関係部局と連携を図りながら注意喚起を行っていく。  
なお、令和2年度に補助要件の誤認により、事業者への損害額補填となった「バス路線運行補助事業（生活環境部）」に関しては、先の事務ミスを踏まえ誤りの原因となった国庫補助要件の確認が入念に行われていることを今回の定期監査（令和3年度分）で確認していたところである。
- (3) 引き続き、コロナ感染症対策にかかる保健福祉・経済対策、急激な物価高騰対策等に対応するため、給付金型の補助金をはじめ、多くの補助事業（物価高騰対策事業関連で年間10,000件程度の支払い）が見込まれることから、正確性を担保しつつ、執行機関及び出納機関における事務の効率化等を図るとともに、成果確認等に当たっては書類審査に加え、可能な限り現地調査を行うなどの事実確認の充実に取り組んでいくことが必要である。

別 表

検 証 事 項	検 証 の 結 果
<p>1 補助金の交付決定が適正に行われているか。</p> <p>(1) 事業が補助要件に該当するか。</p> <p>(2) 補助対象経費の確認が適正に行われているか。</p> <p>(3) チェック票によるチェックが行われているか。</p> <p>(4) 組織的なチェックが行われているか。</p>	<p>おおむね適正であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の審査時において、補助要綱等に基づいた補助要件の確認がおおむね適正に行われていた。</li> <li>・出納機関の事前確認を受けていないものがあった。 (口頭指導 9件)</li> <li>・補助対象経費について、申請書記載の補助対象経費を切り上げて補助金を算定したため、補助率を超えて交付決定をしていた。 (口頭指導 1件)</li> <li>・チェック票を使用していないケースがあった。 一方、補助事業によっては、明確で分かりやすい事務フローであったり、組織的・複層的なチェック等が行われておりチェック票がなくても適正に執行されている事業もあった。</li> <li>・進捗管理体制が不十分で、担当者任せの事務となっていたため、事前確認(交付決定)までに時間を要しているものがあった。 (口頭指導 1件) ほとんどの事業において、正副担当、管理職を含めた複数人によるチェックが行われていた。</li> </ul>
<p>2 補助事業の成果確認が適切に行われているか。</p> <p>(1) 定められた方法に基づく確認がされているか。</p> <p>(2) 補助要件、補助対象経費の確認が適正に行われているか。</p> <p>(3) チェック票によるチェックが行われているか。</p> <p>(4) 組織的なチェックが行われているか。</p> <p>(5) 所期の目的を達成しているか。</p>	<p>おおむね適正であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要綱等で定められた実績報告書及び関係書類(原本又は写し)により成果確認が行われていた。 また、事業によっては現地での書類、現地・現物確認が実施されていた。</li> <li>例1 「地域創生総合支援事業(サポート事業)」 賑わいづくりイベントへの運営費補助(書類確認)</li> <li>例2 「重度障がい者支援事業補助金」 重度障がい者に対する助成事業に対する補助(書類確認)</li> <li>例3 「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業補助金 耐震診断、耐震化工事等(現地確認)</li> <li>・上記1(2)参照。当初の補助金(予定)額に誤りがあり、実績報告書の補助金(確定)額にも誤りがあった。 (是正済)</li> <li>・上記1(3)(4)に記載のとおりであるが、成果確認時には事業に沿った独自のチェック票を作成し、活用しているケースが多く見受けられ、より有効なチェックが行われていた。</li> <li>・補助要綱等で定められた補助事業の目的を達成するものであった。</li> </ul>
<p>3 補助事業を円滑に執行する上で、課題はないか。</p>	<p>おおむね適正であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助要綱等で定められている書類が提出されていない。 (口頭指導 2件)</li> </ul>



## 主な指摘事項

### ○担当者任せ、組織的なチェック不足

#### <概要>

補助事業の計画変更が必要なところ、計画変更を行わなかったため、事業者から国及び県に補助金を返還させた。

県は、事業者の補助金返還は、県の補助要件誤認が原因であったとして、事業者に賠償金を支払った。

#### <改善状況報告の内容>

- ① 補助事業の補助要件について、担当者は必ず根拠を確認し、疑問があれば必ず制度管理者にも確認を行うほか、チェックシートを活用しながら管理監督者においても根拠となる原文を確認するなど、複数職員による重層的なチェック体制の下、補助事業の事務処理を行う。
- ② 管理監督者は、日常的な職員とのやりとりの中や、定期的に行うミーティングにおいて、根拠に基づいた適切で正確な事務処理が進められるよう、くり返し職員に対して意識付けを行う。
- ③ 業務のプロセスを明確にし、業務の進捗管理の徹底を図るため、管理監督者による職員へのヒアリングを毎月行い、その結果を所属長も含め共有し、必要な指示を出すなど適正な事務処理の遂行に努めている。
- ④ 出納局と連携し、内部統制の視点に基づいた研修を部内全ての管理監督者を対象に行ったほか、出納局が開催する研修会に積極的に職員を参加させ、職員全体の事務処理能力の向上に努めている。

### ○確認不足、思い込み

#### <概要>

団体に対する行政財産使用許可手続を失念していたため、約5年4か月後に使用許可し、使用許可日前日までの分の行政財産使用許可に伴う管理経費相当額を調定している。

#### <改善状況報告の内容>

- ① 新たに県庁舎に入居する団体があった場合（特に年度途中での入居の場合）は、課内で使用許可スケジュールを共有し、担当者は速やかに行政財産使用許可申請書を提出させる。
- ② 行政財産使用許可更新手続時期には、使用許可団体一覧を年度当初の座席表・庁舎案内図等と突合するとともに、使用許可スケジュールの進捗状況を管理職も含めた複数の職員で確認し、再発防止を図る。

○財務事務等に関する知識・理解不足、前例踏襲

<概要>

県が指定又は委託して実施している試験や研修に係る手数料について、地方自治法第228条に基づき条例で定めるべきところ、定めずに徴収していた。

<改善状況報告の内容>

試験及び研修の事案は法改正内容の理解不足、各種研修の事案は受講料内訳の確認不足によることから、法令改正時や研修事業の見直し時において、管理職を含む複数の職員で内容確認を行う体制をとることで、再発防止を図ることとする。

【事務処理誤り防止のポイント】

令和4年度の定期監査の検証内容について分析したところ、次の点が財務事務上のミスの発生要因として多い傾向にある。

- ①管理職と担当間でスケジュールの共有、ホウ・レン・ソウによる進捗管理が行われず、また、ミスを言い出しにくい環境にあるとき。
- ②担当者任せとなり、管理職も含め組織としてチェックできていない。
- ③新しく担当した業務にかかる知識・理解不足のため、安易に前例踏襲したとき。

そのため、定期監査等を通して、次のとおり周知した。

- 内部統制が有効に機能することで、上記のミスは減らせること。
- 内部統制の推進には、一人ひとりの『主体的な取組』＝「自分事」が重要であること。
- 内部統制を機能させるためには、管理職員の動きが要であることから、職員とのコミュニケーションを図り、安心して仕事ができる環境づくりに努めること。



また、複数の所属で次のような事案が確認されたため、特に注意すること。

- ① 会計年度任用職員等への報酬の支払遅延
- ② 時間外運転時間の超過勤務手当の不足支給（庶務システムの申請漏れ）
- ③ 早朝出発・夜間帰着の入力漏れによる旅費の不足支給
- ④ 公文書の紛失

## ② 定期監査 企業会計

【土木部（流域下水道事業）】

監査の結果、指摘となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度
1 経営管理関係		
(1) 経営運営が適切でないもの	1	0
(2) 会計経理が適切でないもの	1	2
2 収益関係		
(1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの	0	1
(3) その他収入事務手続きが適切でないもの	1	0
3 費用関係	0	0
4 契約関係	0	0
5 資産・負債・資本関係		
(1) 固定資産の管理・経理が適切でないもの	0	2
6 その他	0	0
合 計	3	5

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

※ 流域下水道事業は令和2年4月1日に公営企業会計に移行

### 主な指摘事項

○土木部 ～ 経営管理（事務事業の執行体制に適正を欠いているもの）

#### 〈概 要〉

地方公営企業は、毎事業年度終了後2カ月以内に決算を調製しなければならないが、令和3年度決算について、職員調査日（令和4年6月21日）現在、調製されていない。

#### 〈改善状況報告の内容〉

- 1 土木総務課への企業出納員の配置を継続しつつ、下水道課では会計書類を主体的に作成し、土木総務課はそのチェック・確認を行うなど役割分担を明確にし、執行体制の強化を図る。
- 2 決算資料の作成にあたっては、公営企業会計事務のマニュアルを年度内に整備し、円滑な事務処理を図る。
- 3 会計支援業務を委託している公認会計士から適時適切な支援を受けるとともに、実務的な研修を実施し、職員のスキルアップを図る。



## 【企業局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
1 経営管理関係	0	0	0
2 収益関係	0	0	0
3 費用関係 (2) その他支払事務手続きが適切でないもの	0	1	0
4 契約関係 (4) 契約締結の事務手続きが適切でないもの	0	0	0
5 資産・負債・資本関係 (2) たな卸資産の管理が適切でないもの	0	0	1
6 その他	1	0	0
合 計	1	1	1

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 1件

## 指導事項

○企業局～検討（予算の執行）

### 〈概 要〉

いわき事業所の沼部ポンプ場の水道について、使用水量からメーター口径13ミリメートルの契約で十分であるにもかかわらず、メーター口径50ミリメートルで契約している。

### 〈改善状況報告の内容〉

現在、将来的な設備規模の最適化等について検討中であり、検討結果を踏まえ、上水道の規模についても適正に対応する。

【病院局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
1 経営管理関係 (2) 会計経理が適切でないもの	4	1	0
2 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続が適切でないもの	0 0 0	1 0 0	0 2 0
3 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっ ているもの	2	2	0
4 契約関係	0	0	0
5 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産・負債の管理・経理が適切でないもの (2) 流動資産・負債の管理・経理が適切でないもの	1 2	1 1	1 1
6 その他	0	0	0
合 計	9	6	4

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 ○件

主な指摘事項

○病院局～経営管理（消費税等納付額の算定に適正を欠いているもの）

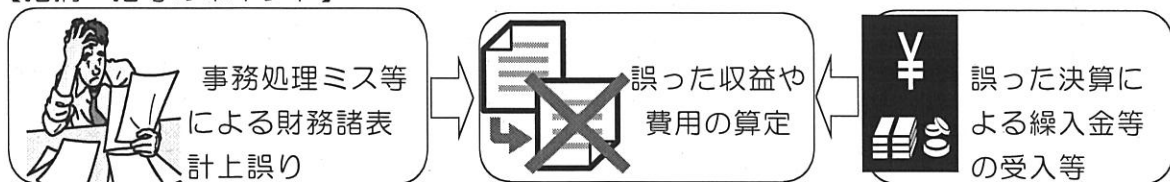
〈概要〉

令和3年度分消費税等納付額の算定において、企業債元金償還のために受け入れた一般会計繰入金のうち、各企業債発行年度において課税仕入に充当された分については、仕入税額控除できない消費税等相当額の算定に当たり、各企業債発行年度の消費税率を用いるべきところ、一律に10%で算定したため、消費税等納付額が過大となっている。

〈改善状況報告の内容〉

所管税務署に対して適正に更正の請求手続きを行う。

【指摘・指導のポイント】



○ 重点検証事項と検証結果

定期監査（企業会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。重点事項と検証内容は以下のとおりです（令和4年度は全て同じテーマで実施）。

① 流域下水道事業会計（土木部）

1 テーマ	消費税に係る会計処理について
2 対象機関等	土木部本庁（流域下水道事業会計）、2流域下水道建設事務（県北、県中）
3 主な検証事項	(1) 課税区分は適正に設定されているか (2) 消費税の申告・納付は適正か (3) インボイス制度導入に向けた対応状況
4 検証確認事項等	(1) 収益及び費用に係る課税区分は適正に設定されている。 (2) 消費税の申告・納付は、納付する消費税額の算定に複数の誤りがあり、納付額が過少になっている。 (3) インボイス制度導入に向け、税務署に適格請求書発行事業者登録申請を行うなど円滑に準備が進められている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、4(2)を指摘事項とした。これは公営企業会計及び消費税に関する理解が十分でなく、組織的なチェック体制が機能しなかったことが主な要因であった。 よって、改善を要する事項については、その是正状況を次回の監査において検証するとともに、引き続き、消費税の適正な会計処理等について、確認を行っていく。

② 工業用水道事業・地域開発事業（企業局）

1 テーマ	消費税に係る会計処理について
2 対象機関	企業局本局、企業局いわき事業所
3 主な検証事項	(1) 課税区分は適正に設定されているか (2) 消費税の申告・納付は適正か (3) インボイス制度導入に向けた対応状況
4 検証確認事項等	(1) 費用に係る課税区分の誤りが1件見受けられたが概ね適正に設定されている。 (2) 消費税の申告・納付は、納付する消費税額の算定や確定申告を期限内に申告・納付するなど、適正に行われている。 (3) インボイス制度導入に向け、税務署に適格請求書発行事業者登録申請を行うなど円滑に準備が進められている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、一部に誤りが見受けられたため、引き続き、消費税の適正な会計処理等について、確認を行っていく。

③ 県立病院事業会計（病院局）

1 テーマ	消費税に係る会計処理について
2 対象機関	病院局本局、5 県立病院（矢吹病院、南会津病院、宮下病院、大野病院、ふたば医療センター）
3 主な検証事項	(1) 課税区分は適正に設定されているか (2) 消費税の申告・納付は適正か (3) インボイス制度導入に向けた対応状況
4 検証確認事項等	(1) 費用に係る課税区分、税率の誤りが3件見受けられたが、概ね適正に設定されている。 (2) 消費税の申告・納付は、納付する消費税額の算定に誤りがあり、納付額が過大となっている。 (3) インボイス制度導入に向け、税務署に適格請求書発行事業者登録申請を行うなど円滑に準備が進められている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、4(2)を指摘事項とした。これは、消費税に関する理解が十分でなかったことが主な要因であった。 よって、改善を要する事項については、その是正状況を次回の監査において検証するとともに、引き続き、消費税の適正な会計処理等について、確認を行っていく。

### ③ 随時監査

随時監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
1 経営管理関係	1	0	0
(1) 経営運営が適切でないもの	1	0	0
合 計	1	0	0

平成24会計年度以降、令和3会計年度まで対象監査はありません。

### ④ 技術監査

発注前及び施工中の建築工事や建築設計を対象とする技術監査の実施状況は以下のとおりです。

工事名	工事概要	監査結果
林業研修拠点施設0301工事	林業研修施設の新築工事 木造平屋建て 3棟 延床面積計：1,325㎡	おおむね適正
修明高校農場管理室等改築工事	農場管理室等の新築工事 木造平屋建て 2棟 延床面積計：373㎡	おおむね適正
田島高校環境科学室新築等設計委託	環境科学室の新築等に関する設計委託 木造平屋建て 延床面積：193㎡	おおむね適正
葵高校第2グラウンド管理棟改築等工事	管理棟の移転改築工事 鉄骨造2階建て他 2棟 延床面積計：408.44㎡	おおむね適正
西会津高校柔剣道場屋根葺き替え等工事	柔剣道場の屋根改修工事 カバー工法 鉄骨造平屋建て 延床面積：350㎡	おおむね適正

技術監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
2 歳出関係	0	0	0
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	0	0
合 計	0	0	0

## (2) 財政支援団体等監査

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	3	0	1
2 収入（収益）関係			
(1) 計上時期、算出等が適切でないもの	3	1	0
(2) その他収入事務手続が適切でないもの	0	1	0
3 支出（費用）関係			
(1) 支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの	1	0	0
(2) 支出の時期が遅延しているもの	1	0	1
(3) その他支払事務が適切でないもの	0	4	0
4 補助・契約関係			
(1) 補助申請等の事務手続が適切でないもの	0	0	1
(2) 委託契約等の事務手続が適切でないもの	0	0	0
5 財産関係			
(3) その他財産の管理が適切でないもの	0	1	0
6 その他	0	0	1
合 計	8	7	4

### 主な指摘等事項

○収益関係～指摘（消費税等の課税・非課税の区分を誤ったもの）

〈概要〉

出産入院時の特別病室加算額（差額ベッド料）について、消費税等が非課税であるにもかかわらず、課税として料金を算定し、徴収していた。

〈改善状況報告の内容〉

誤徴収分を順次返金するとともに、消費税等の事務について院内の確認体制を構築し、再発防止を図る。

○費用関係～指摘（会計年度所属区分に著しく適正を欠いているもの）

〈概要〉

令和2年度に購入した郵便切手ほか5件について、令和3年度の予算より支払っている。

〈改善状況報告の内容〉

支払事務の進捗状況について、複数の職員による定期的な点検等により、支払遅延の再発防止を図る。



## 5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

令和4年度は、「公益法人等に対する指導監督事務について」をテーマとして実施しました。

詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/teikikansa-igai.html>

1 テーマ	公益法人等に対する指導監督事務について
2 目的	<p>定期監査等においては、財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について監査するが、行政監査においては、それ以外の一般行政事務について、必要に応じて監査するものである（地方自治法第199条第2項の規定を根拠に、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施）。</p> <p>「社会経済情勢の変化に対応しているか」、「県民の関心が高いものか」、「複数の機関を横断的に監査する必要のある事務事業か」などの観点から、他の都道府県における実施状況等を踏まえ、複数の候補からテーマ案を絞り込み、監査委員協議会において決定している。</p> <p>令和4年度にあっては、新公益法人制度の施行から10年以上が経過したことを踏まえ、法に基づき公益法人等に対する指導監督が適正に行われているか点検を行うこと、特に昨年4月からスタートした新しい総合計画の具体化に向け、「あらゆる主体との『連携・協働』による県づくり・地域づくり」につながるよう指導監督の状況を確認することを目的に、本テーマを選定した。</p>
3 対象機関	対象となる公益法人：154法人（対象課室45）
4 主な着眼点	<p>(1) 公益法人等に対する指導監督が法令の趣旨等に基づき適正に行われているか</p> <p>(2) 公益法人等に対する指導監督が、効果的・効率的に行われているか</p> <p>(3) 指導監督事務が適正に行われているか</p>

○監査結果

1 監査結果	公益法人等に対する指導監督については、法令の趣旨等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。
2 課題に対して検討改善を要する監査委員意見	<p>検討改善を要する監査委員意見は6つあり、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 公益認定法に定める財務3基準が遵守されていない公益法人があることから、公益法人所管課においては、公益目的事業不適合の是正に向けた指導、助言に努められたい。</li><li>2 公益法人の適正な運営状況を確認するため、3年に1回の頻度で実施する立入検査については、「公益法人等立入検査実施要領」に基づき、検査員は2名以上とされているが、1名で実施している事例があり、課内で人員を調整するなど複数名での対応に努められたい。</li><li>3 他団体事務従事で公益法人の執務を担うなど、財政的、人的関与が深いことから、これらの関係性に影響され、中立的で独立性の高い指導・監督が阻害されることがないように、当該法人の財務等の審査、監査を部局主管課等の他課職員が実施するなどの配慮をされたい。</li><li>4 公益法人事務に従事する職員の資質向上の観点から、年度当初に初任者研修を実施するとともに、公益法人会計基準等複式簿記に係る研修への理解促進が図られるよう、公認会計士等を講師としたより専門的な研修について検討されたい。</li><li>5 公益法人が県民や関係者の理解を得て、公益目的事業を適切に実施していくためには、法人自らが積極的に定款、財務諸表等の法人情報を開示する必要があることから、所管課において適切に指導、助言されたい。</li><li>6 公益法人が免税事業者であっても、適格請求書等発行事業者登録を行わない場合、取引先において仕入税額控除ができなくなるので、所管課においては、各種軽減特例措置も考慮のうえ、各法人に対してインボイス制度の周知、確認をされたい。</li></ol>



## 6 住民監査請求の状況

令和4年度は住民監査請求が8件ありました。

内3件について監査を実施した結果、1件を「一部却下・一部棄却」、2件を「棄却」としました。4件については、住民監査請求の要件を備えていなかったため、監査を実施せず「却下」とし、その他1件は審査中となっています。

住民監査請求の制度概要は、以下のとおりです。

### 《参考》住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「財務会計上の行為」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

#### 監査請求 できるもの

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

#### 監査請求 できる期間

原則、上記行為のあった日又は終わった日から1年です。

#### 監査請求 できる要件

##### 〈形式要件〉

- ① 違法・不当な行為を行った者が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

##### 〈内容要件〉

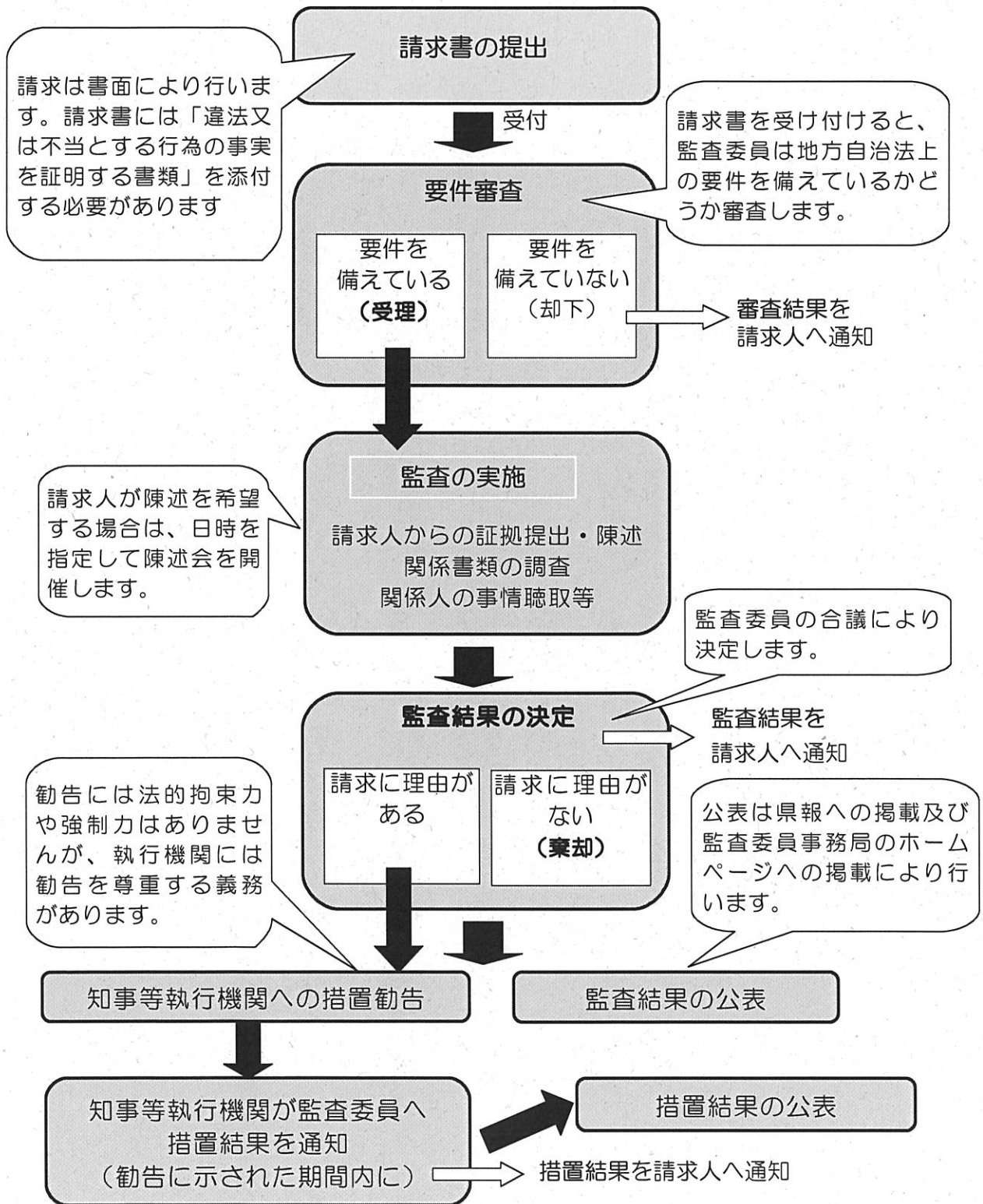
- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

#### 監査結果

○監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。

○監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「住民訴訟」を提起することができます。

■ 住民監査請求の主な流れ



※ 住民監査請求に関する手続等の詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/206825.pdf>

課 名	業 務 内 容
【監査総務課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。</li> <li>• 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。</li> <li>• 請求監査及び要求監査に関すること。</li> <li>• 職員の賠償責任の監査に関すること。</li> <li>• 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。</li> </ul>
【普通会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 普通会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>• 健全化判断比率の審査に関すること。</li> <li>• 普通会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>• 基金の運用状況の審査に関すること。</li> <li>• 内部統制評価報告書の審査に関すること。</li> <li>• 指定金融機関等の監査に関すること。</li> <li>• 技術監査に関すること。</li> </ul>
【企業会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業会計の定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>• 資金不足比率の審査に関すること。</li> <li>• 財政支援団体等の監査に関すること。</li> <li>• 行政監査に関すること。</li> <li>• 企業会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>• 出納取扱金融機関の監査に関すること。</li> </ul>

## 令和4年度 監査のあらまし

令和5年3月発行

編集・発行 **福島県監査委員事務局**

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

(トップページ>組織でさがす>監査委員事務局)

